

大阪市社会福祉協議会 ホームページへのバナー広告募集要領

大阪市社会福祉協議会、大阪市ボランティア・市民活動センター、大阪市社会福祉研修・情報センターのホームページにバナー広告枠を設け、次のとおり広告を募集します。

1 ホームページの概要とバナー広告の規格

名称	大阪市社会福祉協議会	大阪市ボランティア・市民活動センター	大阪市社会福祉研修・情報センター
アクセス数 (年間)	約 39 万件	約 12 万件	約 21 万件
バナー サイズ	縦 83 ピクセル × 横 240 ピクセル	縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル	縦 55 ピクセル × 横 115 ピクセル
データ 形式	G I F (アニメーション不可)、J P E G ※画像は、目への負担を考慮して、光感受性発作を誘発させないようにしてください。		
データ 容量	40KB 以内		
URL	http://www.osaka-sishakyo.jp/	https://ocvac.osaka-sishakyo.jp/	https://wel-osaka.com/index.php

2 広告料

掲載期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
広告料 (税込)	8,000円	18,000円	34,800円	66,000円

※ 上記に定めのない期間については次のとおり取り扱います。

- (1) 2ヶ月 1ヶ月の広告料に2を乗じて得た額
- (2) 4～5ヶ月 3ヶ月の広告料を3で除した額に掲載期間月数を乗じて得た額
- (3) 7～11ヶ月 6ヶ月の広告料を6で除した額に掲載期間月数を乗じて得た額

※ 掲載期間は最短1ヶ月とし、日割り計算はしません。期間途中で中止する場合、料金は返還しません。

※ メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。

3 掲載できない広告

大阪市社会福祉協議会広告掲載要項第2条のとおり

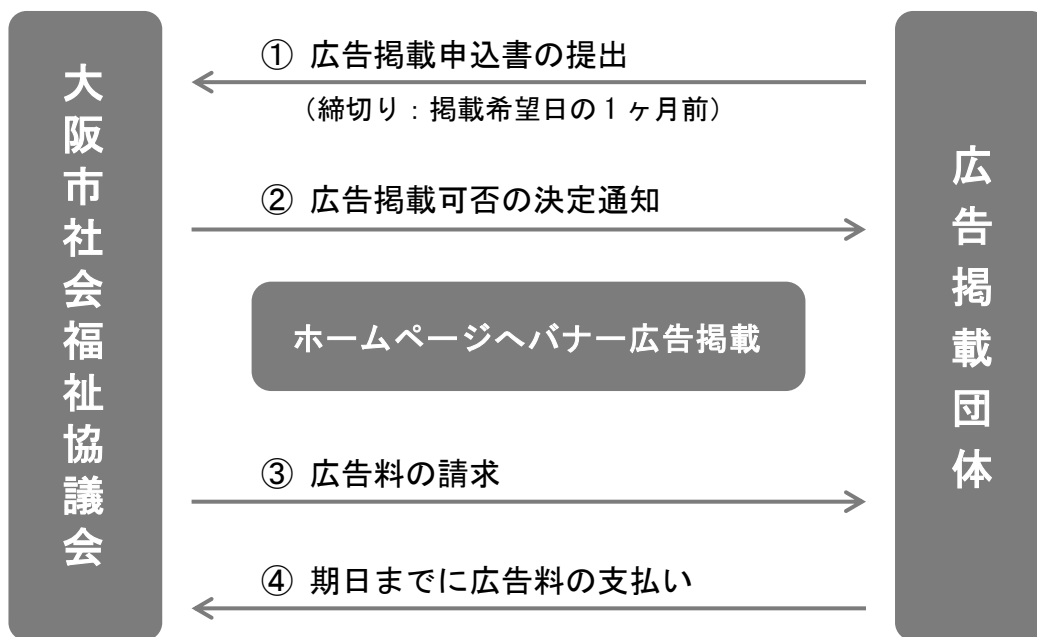
4 広告掲載の取消し

大阪市社会福祉協議会広告掲載要項第10条のとおり

5 広告掲載の取下げ

大阪市社会福祉協議会広告掲載要項第11条のとおり

6 広告掲載の流れ



7 その他

- (1) 掲載位置については、指定できません。また、レイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更等が生じる場合があります。
- (2) リンク先の中止や閉鎖等、申請内容に変更が生じた場合は、変更の1週間前までにご連絡ください。
- (3) 本要領に定めのないものは、大阪市社会福祉協議会広告掲載要項によります。

申込み及び問合せ先

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

〒543-0021

大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内

電話 (06) 6765-5601 FAX (06) 6765-5605

メール soumu@osaka-sishakyo.jp